

よっちゃんばる通信 No.45

新

ボランティア団体、市民活動団体が行う公益活動に助成します！
地域づくり市民活動応援補助事業を活用しませんか

対象団体 次のすべてを満たす団体

- ・ 公益性のある非営利事業に主体的に取り組む団体
- ・ 笛吹市市民活動団体登録制度に登録している団体
- ・ 構成員5人以上で、そのうち半数以上が市民である団体

対象事業

地域づくりに寄与することを目的に、対象団体が主体的に行う事業で、以下のどちらかを満たす事業

- ・ 先駆的であり、将来性のある事業
- ・ 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業

このような経費が対象です

- ・ 講師への謝礼
- ・ チラシ、ポスターなどの印刷費
- ・ 会場などの使用料、イベント開催の保険料
- ・ 事業に係る消耗品費

※団体の維持にかかわる経費、施設建設・改修に係る経費などは対象になりません。

助成金額

- 1) 対象経費が5万円以内の場合は対象経費の全額
- 2) 開始後3年未満の事業の場合 対象経費の9割 上限50万円まで
- 3) 開始後3年以上の事業で今後も継続して事業を行う場合 対象経費の全額 上限5万円まで

募集期間

4月1日～1月31日

令和6年度予算の成立を前提としたものであり、事業内容が変更になることがあります。

市民活動・ボランティアセンター

よっちゃんばる広場の

予約がインターネットで

できるようになりました！



令和6年4月1日からのよっちゃんばる広場の利用について、インターネットから予約状況の確認及び、仮予約ができるようになりました！予約状況はどなたでも、いつでも確認できます。

御坂生涯学習センター(笛吹市御坂町栗合372-1)内にある会議スペースです。
市民活動団体などが、**市民活動登録制度**に登録いただくと、無料で使える会議スペースです。

※市民活動登録制度とは、公益活動を継続的に行う団体で以下の条件をすべて満たす団体が登録できます。

- 1) 市内に事務所、活動場所がある
- 2) 代表者が市民、構成員が3人以上で、3分の1以上が市民
- 3) 規約を定めており、適切な会計処理をしている



利用するには、市民活動団体登録制度への登録が必要です。

お問合先

笛吹市役所 市民活動支援課 市民活動支援担当

笛吹市石和町市部 809-1 市民窓口館 3階

TEL : 055-262-4138 E-mail : shiminkatsudoh@city.fuefuki.lg.jp

よっちゃんばるネット笛吹 | 🔍





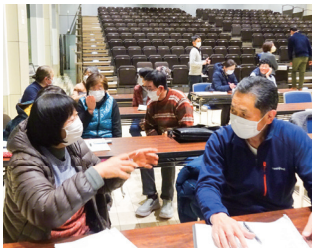
ボランティアはじめてのいっぽ ボランティア養成講座



1月21日に笛吹市市民活動・ボランティアセンターが主催してボランティア養成講座「ボランティアはじめてのいっぽ」を開催しました。40名以上の、中学生から大人の方まで幅広い年齢の方にご参加いただきました。



まず、山梨県立大学人間福祉学部の高木寛之准教授より「ボランティアの活動って何か？ちょっと考えてみる」と題して、ボランティア活動とは何か、その魅力などを基礎講座としてお話しいただきました。ユーモアを交えた楽しいお話で会場が和やかな雰囲気になりました。



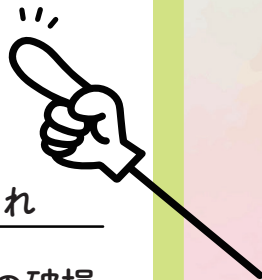
その後、実際にボランティア活動を行っている4名の方とのトークセッションに、グループに分かれて参加いただきました。活動紹介をしていただいたのは「防災・減災ボランティア活動」：三枝則子さん、「イベントボランティア活動」：奈良千尋さん、「高齢者を対象にしたボランティア活動」：植村詔子さん、「子どもを対象にしたボランティア活動」：前島幸枝さん。少人数のグループで参加者からの質問に率直に答えられました。その後、全体会へ戻って、感想を参加者同士で共有しました。ボランティアをやってみたいという気持ちにつながるような講座を今後も継続していきます。

笛吹市市民通報システム

市民の皆さんが見つけた市内道路の陥没やカーブミラーの破損などの情報を、スマートフォンから画像や位置情報とともに通報していただくことで、市民と行政がつながり、解決していく仕組みです。



不具合を見つけたら…まずは報告



/// 道路の陥没

/// 公園遊具の破損

/// 防犯灯の球切れ

/// 水路蓋の破損

職員が対応して返信

/// カーブミラーの破損

職員から対応内容が返信されます。

国道、県道など所管が異なる場合は、対応を移管することがあります。

報告の方法

- 1.市のホームページから、メールアドレスを入力しログイン用のURLを取得
- 2.メールに届いたURLから、システムにログイン
- 3.通報フォームから被害状況や画像、位置情報を送信

コチラから



※注意：対応時間は、平日の開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）のみ。
緊急の場合は、市役所の代表番号（☎055-262-4111）にご連絡ください。